

森林環境譲与税の使途

森林環境譲与税は喫緊の課題である森林整備に対応するため、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人口面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されていて、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

なお、適正な使途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の使途については、インターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

令和4年度の使途

単位：千円

事業名	事業総額	令和4年度		
		森林環境譲与税	その他財源	一般財源
多摩産材を使用した木製花壇改修	730	365	365	0
認定こども園新築工事補助	4,328	4,328	0	0
民間保育園改築工事補助	2,910	2,871	0	39
木材利用等に係る基金積立	4,500	4,500	0	0

木材利用等に係る基金の状況

令和3年度末現在高	令和4年度		令和4年度末現在高
	積立額	取崩額	
7,000	4,500	0	11,500